

市町村課

1 県・市町村間の連携の強化と人材育成

県と市町村が良きパートナーとして対話を進めるため、トップミーティング等を開催するとともに、相互理解と連携強化を図るため、県職員の派遣及び市町村職員の受入れを行う。

(1) 知事・市町村長会議（トップミーティング）等の開催

知事と市町村長が行政課題等について協議・意見交換等を行い、県と市町村との連携、協力を進める。

(2) 市長会、町村会等との連携

市長会、町村会及び（公財）岡山県市町村振興協会との連携の強化に努める。

(3) 職員の相互交流の促進

昭和56年度から県と市町村の間で双方同一人数による職員の派遣を実施しており、令和3年度までに678名の職員交流を行っている。

2 市町村への事務・権限の移譲

「市町村への事務・権限移譲推進方針」に基づき、人的・財政的な支援措置を講じつつ、各市町村の希望や提案に応じた、より柔軟な移譲に取り組む。

(1) 国の地方分権改革による移譲等

国は、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとし、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入しており、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等に取り組んでいる。

(2) 事務処理特例条例による移譲

「市町村への事務・権限移譲推進方針」に基づき、市町村の希望に応じた、より柔軟な事務・権限の移譲に取り組むとともに、市町村からのヒアリングにより、移譲した事務の実施状況や課題を把握し、関係部局と連携を図りながら必要な措置を講じていく。

3 市町村行政に関すること

連携中枢都市圏等の市町村間の広域連携に関する取組や地方公務員制度の適正な運用について助言や情報提供を行う。

(1) 一般行政の充実

ア 連携中枢都市圏や定住自立圏など市町村間の広域連携の取組について助言等を行う。

イ 市町村及び一部事務組合等における適正な行政運営を確保するため、一般行政事務、議会運営等について助言を行う。

(2) 職員給与、定員管理等の適正化

効率的な行財政運営を実現するため、職員給与、定員管理等の適正化について助言を行う。

ア 職員給与の適正化

県内市町村のラスパイレス指数は、おおむね国より低い水準となっており、令和3年4月1日現在の県内市町村（岡山市を除く。）の平均は98.8となっている。

イ 定員管理の適正化

県内市町村（岡山市を除き、一部事務組合を含む。）の総職員数は、平成9年度から減少に転じていたが、行政改革による定数削減等が一段落した近年では横ばいの状態で推移しており、令和3年4月1日現在で13,588名（対前年度191名減：市立病院の地方独立行政法人化による減135名など）となっている。

(3) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用

平成15年8月25日に本格稼働した住民基本台帳ネットワークシステムについて、県と市町村の連携のもとに、セキュリティの確保を図りながら、円滑な運用に努める。

4 市町村財政に関すること

市町村財政の健全な運営に資するための助言や情報提供を行う。

(1) 健全な財政運営のための助言

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率が財政の早期健全化・再生判断基準の指標として、また、資金不足比率が公営企業の経営健全化の指標として用いられることから、これらの指標の悪化が懸念される市町村について、財政健全化策を盛り込んだ自主的な財政運営適正化計画の策定などを通じ、個別の課題に応じた助言を行う。

また、統一的な基準による地方公会計を、予算編成等に積極的に活用することで、各市町村の財政のマネジメントが強化されるよう適切な助言を行う。

(2) 財政状況の公表の推進

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行や公会計の整備に伴い、財政の透明性を一層高め、住民への説明責任を果たすことが求められていることから、他団体との比較が可能で、住民にわかりやすい財政情報の積極的な公表に取り組むよう助言を行う。

(3) 地方交付税の算定等

適正な算定に努めるとともに、交付税検査を実施して、算定に用いた数値の確認を行う。

(4) 地方債発行の同意等

市町村等が実施する公共施設の整備等に係る地方債の発行について、同意等に係る事務を行う。なお、実質公債費比率、公営企業の資金不足比率等の高い市町村等については、地方債発行に当たって許可が必要とされており、その際には、公債費負担適正化計画、資金不足

等解消計画等の内容、実施状況などを勘案し、許可に係る事務を行う。

(5) 地方公営企業の経営健全化

公営企業会計の適用拡大や経営戦略の策定など、経営の見える化を通じた経営健全化や広域的な連携等を含めた改革の取組について助言を行う。

5 市町村税政に関すること

市町村税政が適正に運用されるよう助言や情報提供を行う。

(1) 市町村税に関する助言

市町村税の適正・公平な賦課徴収についての助言を行う。

(2) 地方特例交付金の算定、地方譲与税の譲与

地方特例交付金の算定・交付及び地方譲与税の譲与を行う。

(3) 固定資産税評価額の均衡化・適正化の推進

固定資産評価基準に基づき、固定資産の評価の均衡化・適正化を引き続き推進するとともに、評価事務が円滑に進むよう助言を行う。

6 選挙の管理執行等（県選挙管理委員会事務）

公正な選挙が行われるよう、選挙に関する事務を管理するとともに、県民の政治意識を高めるための啓発活動を行う。

(1) 参議院議員通常選挙の管理執行

参議院議員通常選挙の管理執行を行う。

（参議院議員の任期満了日：令和4年7月25日）

(2) 岡山県議会議員選挙の管理執行

岡山県議会議員選挙の管理執行を行う。

（岡山県議会議員の任期満了日：令和5年4月29日）

(3) 明るい選挙推進事業の実施

県民の政治意識の高揚を図るとともに、明るく正しい選挙を実現するため、各種啓発事業を実施する。

(4) 主権者教育推進事業の実施

将来の有権者である子どもたち等の政治意識の醸成を図るため、選挙出前授業等の啓発事業を実施する。

(5) 政治団体届出の受付等（政治資金規正法関係事務）

政治団体の設立届の受付、公表、政治団体の収支報告書の受付、公表等の事務を行う。

(6) 政党支部報告書の受付等（政党助成法関係事務）

政党交付金に係る支部報告書の受付、閲覧等の事務を行う。